平成２９年（フ）第２２４号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目41番30号　アンシャンブル106号
債務者　細谷　昌代
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７１号
千葉県八千代市八千代台東１―19―18　八千代コーポＡ303、住民票上の住所千葉県八千代市島田台888番地１
債務者　伊東　節美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
千葉市美浜区真砂４丁目４番４棟907号
債務者　名古屋忠興
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県赤穂郡上郡町柏野142番地
債務者　西山香奈子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９８号
兵庫県赤穂市大津836番地２
債務者　竹谷　龍子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９９号
兵庫県赤穂市大津836番地２
債務者　竹谷　重則
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１００号
兵庫県赤穂市大津836番地２
債務者　竹谷　智人
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０１号
兵庫県赤穂市尾崎3104番地５　尾崎県住３―305
債務者　家島　忠己
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市白国３丁目８番27号
債務者　安田　智裕
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６６号
長崎県長崎市中小島２丁目８番30号　パークサイドハイツ202
債務者　川口　政和
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長崎県長崎市西海町1953番地１　グラシアスＫ201、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地100
債務者　山口　隆二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
青森県八戸市小中野３丁目17番５号　ウエストポートＩ203
債務者　沢里　有希（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
青森県八戸市長根１丁目８番19号　コーポ長根201、前住所青森県八戸市売市１丁目11番20号
債務者　西塚由紀子（旧姓松倉）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地１号棟308
債務者　小山内葉子（旧姓木野本）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
宮城県岩沼市二木２丁目６番20号　梶川修方
債務者　佐々木春男
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢44番地153　サンヒルズ牧沢103号、前住所宮城県気仙沼市南郷23番地４　グランドコーポ南101
債務者　大島　咲子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２５４号
埼玉県戸田市下前２丁目６番18号
債務者　川村　友子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係